

議第54号

訴えの提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年7月19日

高島市長 福井 正 明

訴えの提起につき議決を求めることについて

次のとおり訴えを提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 相手方となるべき者の住所、氏名等

滋賀県高島市新旭町旭898-4 LakeSide雅102号室
株式会社風車 代表取締役 飯阪 太祐

2 訴えの要旨

相手方は、令和3年度高島市農畜産振興事業（国および県の補助事業／滋賀県農産物等輸出拡大施設整備事業費）補助金を申請の上、その採択を得て、3億7,375万円の概算払いを受けたが、令和5年4月30日、前記申請を取り下げた者である。当市は、前記取り下げを受け、令和5年5月31日を期限として、概算払いを受けた3億7,375万円の返還を相手方に命じたがその返還がなく、令和5年6月12日、高島市税外収入督促等に関する条例（平成19年高島市条例第12号）第2条第1項の規定に基づき納付期限を令和5年6月22日とする督促を行ったが、支払いがなかったため、同金額およびその延滞金（法的構成によっては遅延損害金）の支払いを求める訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。